

静岡県三島市 循環型社会形成推進地域計画

三島市

平成24年 1月

三島市循環型社会形成推進地域計画 目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
	(1) 対象地域	1
	(2) 計画期間	1
	(3) 基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
	(2) 生活排水の処理の現状	3
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
	(4) 生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	6
	(1) 発生抑制、再使用の推進	6
	(2) 処理体制	9
	(3) 処理施設等の整備	13
	(4) 施設整備に関する計画支援事業	14
	(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業.....	14
	(6) その他の施策	14
4	計画のフォローアップと事後評価	16
	(1) 計画のフォローアップ	16
	(2) 事後評価及び計画の見直し	16
	(循環型社会形成推進地域計画 添付資料	17)
5	資料編	27

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	三島市
面積	62.13Km ²
人口	111,893人(平成22年10月1日)

(2) 計画期間

本計画は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

三島市（以下、「本市」という。）は、これまで焼却処理施設等の中間施設により、適正にごみを処理してきたが、老朽化に伴い維持管理費・修繕コストが上昇している傾向にある。

このことから、「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を改訂するとともに、近年のごみ処理の現状と課題を踏まえ、積極的にごみの資源化を図り、焼却処理施設及び環境への負荷を軽減しつつ、焼却処理施設の延命化・長寿命化を図るため、現有施設の基幹改良を図り、今後の安定的なごみ処理を行うものとする。

また、生活排水処理については、生活排水処理基本計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、環境省から平成23年4月1日付環廃対発第110401002号により、内示を受けている。このたび、廃棄物処理施設の整備にあたり、当該計画を変更し、新たに循環型社会形成推進地域計画を作成したものである。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成22年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図-1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、45,582 tであり、再生利用される「総資源化量」は7,478 t、リサイクル率は16.4%である。

中間処理による減量化は34,102 tであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね8割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約9%に当たる4,002 tが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は37,708 tであり、焼却処理施設では、温水の場内利用を行っている。

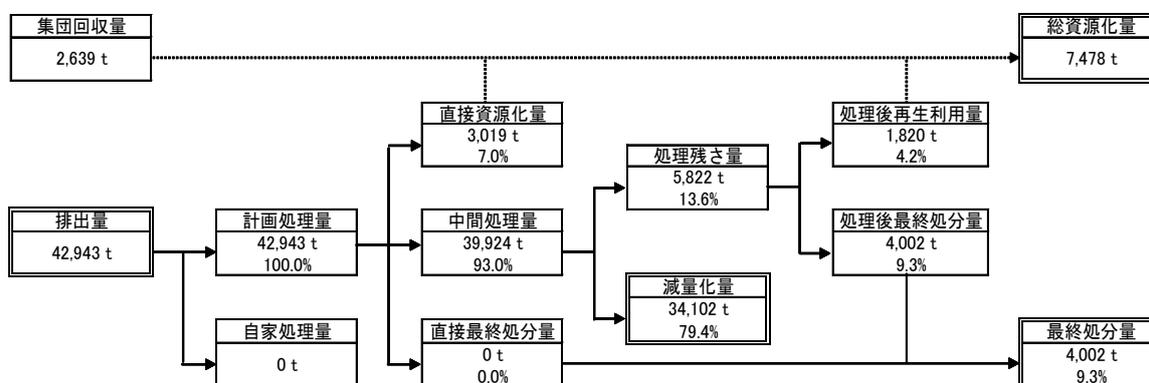
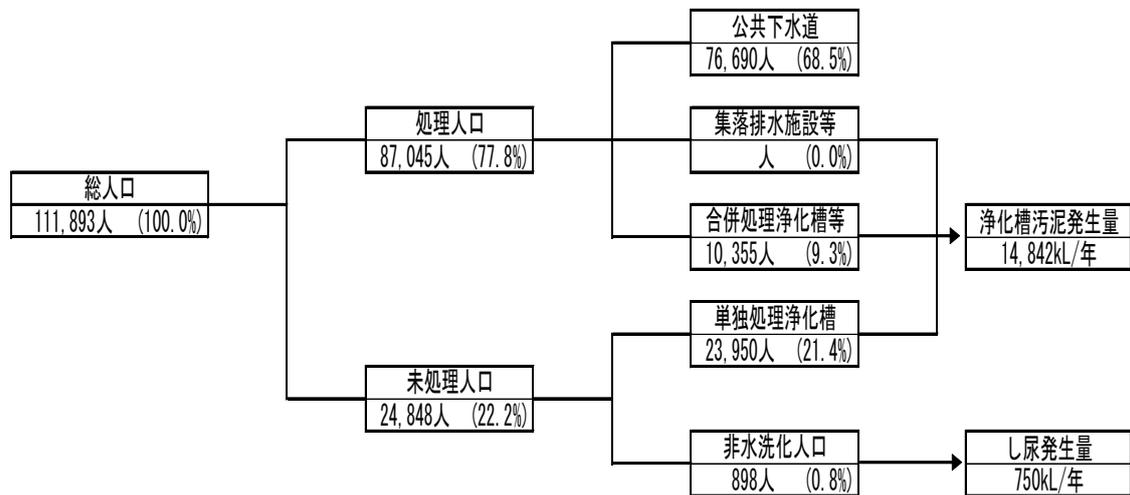


図-1 一般廃棄物の処理フロー（平成22年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成22年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次の通りである。生活排水処理対象人口は、全体で111,893人であり、水洗化人口は87,045人、汚水衛生処理率77.8%である。

し尿発生量は、750kL/年、浄化槽汚泥発生量は、14,842kL/年であり、処理・処分量 (=収集・運搬量) は、15,592kL/年である。



図一 2 生活排水の処理状況フロー（平成22年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表－ 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表－ 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）		目 標	
		平成19年度	平成22年度	平成29年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	11,392	9,999	8,291	(H22比 -17.1%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)※2	11.7	9.8	8.1	(H22比 -17.3%)
	家庭系 総排出量(トン)	36,187	32,944	27,318	(H22比 -17.1%)
	一人あたり排出量(kg/人)※3	272	251	183	(H22比 -27.1%)
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	47,579	42,943	35,609	(H22比 -17.1%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	4,147 (8.7%)	3,019 (7.0%)	3,907 (11.0%)	
	総資源化量(トン)	8,251 (17.3%)	7,478 (17.4%)	9,467 (26.6%)	
熱回収量	熱回収量	-	-	-	
減量化量	中間処理による減量化量(トン)	37,893 (79.6%)	34,102 (79.4%)	25,200 (70.8%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	4,166 (8.8%)	4,002 (9.3%)	3,203 (9.0%)※4	
事業所数	事業系 登録事業所数	974	1,020	1,020	
人口	家庭系 10月1日現在人口(人)	112,655	111,893	110,024	

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)

※3 (一人当たりの排出量)=[(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)]/(人口)

※4 目標年度の最終処分量は、現状(平成22年度)と比較すると-19.9%の削減となっているが、平成19年度比では、-23.1%の削減となっており、新基本方針に沿ったものとなっている。

《指標の定義》

排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団資源回収、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

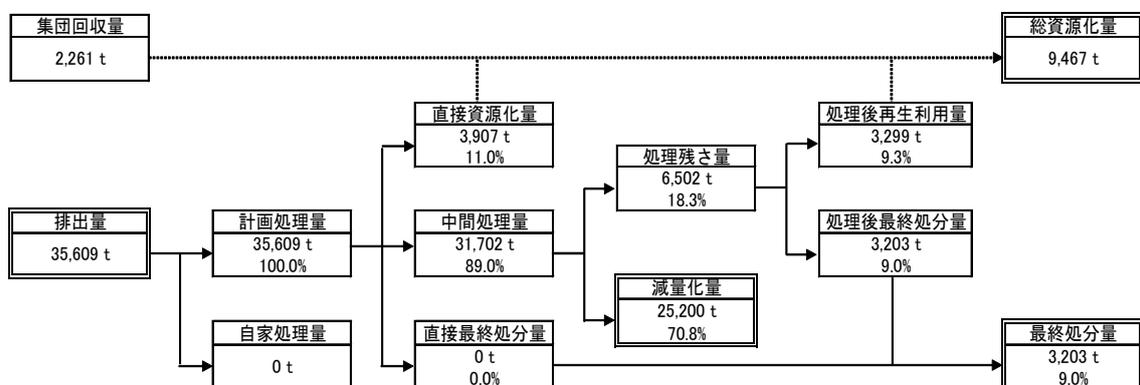
総資源化量:集団回収量+直接資源化量+処理後再生利用量を示し、再生利用率は排出量÷総排出量で示した。

集団回収量を含む排出量に対する資源化率は25.0%となる。

熱回収量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]



図－ 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成29年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表－ 2に掲げる目標のとおり、おおむねすべての生活排水を施設で適正に処理すること、及び水洗化率（生活雑排水処理率）の向上を図ることを目標とする。

表－ 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成22年度実績		平成29年度目標	
処理 形態 別 人口	公共下水道	76,690人	(68.5%)	82,267人	(74.8%)
	農業集落排水施設等	人	(0.0%)	人	(0.0%)
	合併処理浄化槽等	10,355人	(9.3%)	11,877人	(10.8%)
	未処理人口	24,848人	(22.2%)	15,880人	(14.4%)
	合 計	111,893人		110,024人	
し尿・ 汚泥 の量	汲取り尿量	750キロリットル		480キロリットル	
	浄化槽汚泥量	14,842キロリットル		11,808キロリットル	
	合 計	15,592キロリットル		12,288キロリットル	

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 発生抑制の推進（リデュース）

○買い物袋持参運動の推進

買い物袋を持参する行動の定着を図るため、一層の啓発に努めます。

○消費者団体の育成・消費者教育の充実

自立した賢い消費者や環境にやさしい行動ができる消費者を育成するため、消費者団体の育成、消費者教育の充実に努めます。

○みしま生活展での啓発

消費生活に関する最新情報を提供するため、みしま生活展を開催し、啓発活動を推進します。

○レジ袋使用量削減協力店の認定

レジ袋使用量を削減するため、未申請商店への制度説明を実施し、賛同商店の参加を促進します。

イ 再使用の推進（リユース）

○フリーマーケットの開催

市民のリユース活動を推進するため、フリーマーケットを開催します。

○不用品活用バンクの利用促進

不用品活用バンク制度の利用促進に努め、生活用品の再使用を促進します。

○リサイクル自転車の製作、活用

放置自転車や廃棄された自転車からリサイクル自転車を製作し、公用自転車としての活用やフリーマーケットで販売するなど、再使用を図ります。

ウ 生ごみの減量化の推進

○食材の使いきり、食べ残しなしの励行

食材の使いきりや食べ残しなしの励行について、広報やホームページ等による啓発を通じ運動の拡大に努めます。

また、学校における環境学習や食育活動を通じ、児童・生徒から家庭につながる意識の高揚を図ります。

○水きりの徹底

生ごみの水切りの徹底について、広報やホームページ等による啓発、環境美化推進員の協力を求めるなど、実践の拡大に努めます。

○減量化・堆肥化の推進

・コンポスト・ぼかし容器の利用促進

コンポスト・ぼかし容器の無償貸与の利用促進を図ります。

- ・家庭用生ごみ処理機購入費補助
家庭用生ごみ処理機購入に対する補助制度を推進します。
 - 学校給食施設等の生ごみ処理機の活用
小・中学校や市営住宅に設置してある大型生ごみ処理機の活用と適正管理を図ります。
 - 生ごみ減量システムの調査・研究
コストの問題や民間活用の可能性など、多面的な側面から、本市の特性を踏まえた効果的な生ごみ減量システムについて調査、研究を進めます。
- エ ごみ処理有料化の導入検討
- ごみ処理有料化の導入検討
ごみの発生抑制や減量化、ごみの排出にかかる公平性の確保やごみ処理経費の負担軽減を図るため、ごみ処理有料化の調査を行うとともに、ごみ処理有料化の導入について検討を進めます。
- オ 環境教育の推進
- ごみ処理施設見学の積極的受け入れ
ごみ問題への理解と関心を高め、ごみ減量に向けた行動を促進するため、市内小学校児童の社会科見学をはじめ、積極的に、一般市民の施設見学を受け入れます。
 - 環境教育教材・副読本の配布・活用
手作りの環境教育教材や副読本などを配布し、環境学習に活用します。
 - 広報等による啓発
ごみ処理の現状や課題、施策の実施状況などについて、広報誌やインターネット、チラシの作成やイベント等、多様な媒体と機会を通じて啓発を図ります。
 - 出前講座等の開催
出前講座等の開催を通じ、ごみ処理の現状や問題点について話し合い、各主体が進める環境美化や環境衛生活動を支援・促進します。
 - 「(仮称) 3R活動推進員」の養成
ごみの減量・資源化のために、3R(リユース、リデュース、リサイクル)活動を自ら率先して実践し、その活動を広める役割を担う「(仮称) 3R活動推進員」を養成します。
- カ 分別回収・品目の拡大
- ミックス古紙の分別回収
燃えるごみの中に多量に含まれるミックス古紙の分別の徹底、回収量の拡大を推進します。
※ミックス古紙：新聞、雑誌、ダンボールや牛乳パック以外の紙類

○廃プラスチック類の分別品目の拡大

白色トレイや白色発泡スチロール以外の廃プラスチック類について、多面的な観点から検討を進め、分別品目の拡大に努めます。

キ 再資源化の推進（リサイクル）

○施設内の選別徹底

清掃センター施設内においても、さらにごみの選別や細分化を行い、資源化率の向上に努めます。

○リサイクル関連法の周知・徹底

ごみの分け方・出し方の周知はもとより、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、パソコンリサイクル、その他リサイクル関連法について、周知・徹底を図ります。

○木製家具・剪定枝等の再資源化

粗大ごみや燃えるごみとして施設に搬入された木製家具や剪定枝について、さらなる分別と選別の徹底を図り、資源化率の向上に努めます。また、市の剪定処理機でチップ化したチップの再利用を継続します。

○スーパー等資源物店頭回収の利用促進

スーパーやコンビニ、自動販売機等で購入したプラスチック製容器や飲料容器をはじめ、資源古紙類など、店頭で設置された資源物回収ボックスの利用を促進します。

また、拠点回収を目的として、スーパーやコンビニ等、民間敷地内への市による回収ボックスの設置可能性等について研究・検討を行います。

○携帯電話等、小型家電の再資源化

希少金属が高濃度で含有されている携帯電話や電子手帳、デジタルカメラなど、小型家電のリサイクルを促進します。

○廃食油の再資源化

BDFとして再資源化が可能な植物性廃食油の拠点回収を継続推進します。

※BDF：バイオディーゼルフェューエルの略で、生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料。

ク 集団回収の促進

○資源ごみの回収団体への報奨金交付

子ども会やPTA、老人会や婦人会など、届出団体が実施する資源ごみ回収運動に対し報奨金の交付を行い、ごみの再資源化を促進します。

○自治会等による自己処理の可能性調査

自治会等が自己処理を実施している先進事例等について調査・研究し導入の可能性について検討します。

ケ 他市町との連携の強化

○緊急時における相互援助

緊急時における一般廃棄物の受入れや処理について、他市町との相互援助の可能性等について協議を進めます。

○災害時等の廃棄物処理の調査・研究

東日本大震災を契機として、災害発生後のごみ処理経過の把握に努め、災害時における廃棄物の処理や対応方法等について調査、研究を行います。

○駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会等による情報交換

近隣市町の8市4町で構成される駿豆広域市町ごみ処理問題検討会等において、ごみ処理対策の課題や問題点等について話し合うなど、清掃活動の円滑な推進を図ります。

コ 生活排水対策

○生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発を行います。

(2) 処理体制

分別区分及び処理方法については、表－ 3のとおりである。

ア 分別・収集・処理の適正化

○適正なごみの排出・分別の徹底

市民、事業者への啓発活動や環境美化推進員、自治会等の理解と協力を得て、市が定めたごみの分別ルールに基づく適正なごみの排出と分別の徹底、強化に努め、安全で効率的なごみの収集・処理を進めます。

○ごみ集積所の適正処理

環境美化推進員、自治会の理解と協力により、適正なごみ集積所の維持管理に努めます。また、地域の実情に配慮したごみ集積所の新設と位置の変更に対応します。

○一般廃棄物処理業によるごみの適正管理

・収集運搬業

適正な分別収集と一層の資源化に向けた指導を行うとともに、ごみの検査を実施し、その内容を確認し分別の徹底を図ります。なお、ごみ搬入量の推移等を勘案し、新たな収集運搬業の許可は行わないものとします。ただし、ごみの減量化や資源化に確実に寄与することが見込まれる収集運搬業については、ごみ種を限定するなかで許可の検討をしていきます。

・処分業

ごみの減量化や資源化を目的とし、適正に処理ができることが確実にある処分業については、許可を検討していきます。

○多量排出事業者への指導

自ら処理することなく、多量に一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの減量化計画を作成させる等、適切な指導を行います。

○ごみ処理サービスの提供

身体的な事業などから、ごみの排出や持込が困難な高齢者や障害者等を対象に、ごみの回収サービスを行います。

イ 施設の維持管理

○施設の維持管理（点検・整備）

・焼却処理施設

日々の保守・点検、専門的な技術者による定期的な点検清掃と適切な定期修繕を行い、機械設備の延命と安定的な稼働の維持を図ります。

・粗大ごみ処理施設

日々の保守・点検、専門的な技術者による定期的な点検清掃と適切な定期修繕を行い、機械設備の延命と廃棄物に含まれる金属類の資源化を図ります。

・最終処分場

焼却固化灰、焼却残さおよび不燃物残さを適正に埋立管理します。

・浸出水処理施設

最終処分場からの浸出水を適正に処理し、下水道等の汚濁の軽減を図ります。

○ダイオキシン類ほか環境測定による法令順守

周辺環境の大気や地下水、焼却施設等のダイオキシン類の測定をはじめ、作業環境上のアスベストや大気、水質など定期的に環境測定の実施するなど、関係法令を順守した安全なごみ処理を行います。

ウ 施設の延命化

○施設の老朽化・延命化対策

・焼却処理施設

安定的な稼働の確保とライフサイクルコスト削減のため、長寿命化計画に基づく施設の大規模改修工事を実施します。

※ライフサイクルコスト：施設の建設から廃止までの全期間に要する費用、生涯費用。

・粗大ごみ処理施設

設備、機能の安定と老朽化対策として、定期検査や法令に基づく精密機能検査の結果を踏まえ、計画的に設備の更新を図ります。

・最終処分場

焼却固化灰の計画的な外部搬出を継続するとともに、焼却灰の資源化や新処分場の建設も視野に入れ、検討を進めます。

- ・浸出水処理施設

設備の老朽化対策として、部品の調達が困難な設備など、優先順位を定め、計画的、効率的な修繕や装置の更新を図ります。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- 市街化区域及びその周辺の人口密集地域においては、公共下水道を整備します。
- 単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水の処理を進めるため、個別状況を勘案しつつ浄化槽への転換を指導します。
- 市街化区域及びその周辺のコミュニティ・プラント処理地域については、周辺環境・地域要望等に応じ公共下水道処理区域への編入を検討します。
- 今後行われる宅地開発については、開発規模や都市計画の見地から浄化槽またはコミュニティ・プラントの整備を指導します。

- ◇環境への負荷を低減するため、ごみの資源化を推進することとし、本市においては分別収集品目の拡大を図る。
- ◇現有焼却施設については、安定的な稼働とライフサイクルコスト低減のため、基幹的設備改良を行い、施設の長寿命化・安定化を目指す。
- ◇大規模基幹改良により、CO₂発生量の削減を図り、地球温暖化の防止に寄与する。
- ◇生活排水未処理人口の減少を図るため、個別区域における合併処理浄化槽の整備を推進する。

表 3 ごみの分別と処理方法の現状と今後

現状(平成22年度)			
分別区分	処理方法 (処理施設等)	処理実績 (t)	主なごみの種類
燃えるごみ	焼却 (ごみ焼却施設)	36,903	台所の生ごみ、プラスチック・ビニール袋、落葉・小枝・板切れ、紙くず、ゴム・皮革類、その他
燃えないごみ	破碎、選別 (粗大ごみ処理施設)	1,201	ゴム類・陶磁器
資源ごみ	びん類	782	無色透明のびん、茶色のびん、その他のびん
	缶類	1,014	スチール缶、アルミ缶
その他燃えないごみ	鉄製品、アルミ製品		
危険不燃物	ライター、スプレー缶、包丁類の危険物	14	・蛍光灯、電球、スプレー缶 選別、破碎、圧縮、搬出 (粗大ごみ処理施設) ・ライター 金属部分は選別、圧縮、その他は燃えるごみとして処理
	蛍光灯、電球		・包丁類 選別、搬出
資源古紙	紙類	2,194	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳等紙パック、ミックス古紙
ペットボトル	ペットボトル	166	ペットボトル
白色トレイ・白色発泡スチロール	白色トレイ・白色発泡スチロール	17	白色トレイ・白色発泡スチロール
乾電池	乾電池(ボタン電池・ニカド電池除く。)	29	乾電池
粗大ごみ・自己搬入ごみ	木製家具、家電製品(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機を除く。)、自転車、布団等の粗大ごみ	623	・木製家具 破碎、搬出、売却 ・自転車 再組み立て、売却 ・布団 破碎、焼却 (ごみ焼却施設)
	剪定枝		剪定枝
	小型家電	-	携帯電話、デジタルカメラ等
	廃食油	-	廃食油



今後(平成29年度)			
分別区分	処理方法 (処理施設等)	処理見込 (t)	主なごみの種類
燃えるごみ	焼却 (ごみ焼却施設)	27,407	台所の生ごみ、プラスチック・ビニール袋、落葉・小枝・板切れ、紙くず、ゴム・皮革類、その他
燃えないごみ	破碎、選別 (粗大ごみ処理施設)	995	ゴム類・陶磁器
資源ごみ	びん類	1,012	無色透明のびん、茶色のびん、その他のびん
	缶類	1,312	スチール缶、アルミ缶
その他燃えないごみ	鉄製品、アルミ製品		
危険不燃物	ライター、スプレー缶、包丁類の危険物	18	・蛍光灯、電球、スプレー缶 選別、破碎、圧縮、搬出 (粗大ごみ処理施設) ・ライター 金属部分は選別、圧縮、その他は燃えるごみとして処理
	蛍光灯、電球		・包丁類 選別、搬出
資源古紙	紙類	2,840	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳等紙パック、ミックス古紙
ペットボトル	ペットボトル	215	ペットボトル
白色トレイ・白色発泡スチロール	白色トレイ・白色発泡スチロール	22	白色トレイ・白色発泡スチロール
容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	807	容器包装プラスチック
乾電池	乾電池(ボタン電池・ニカド電池除く。)	37	乾電池
粗大ごみ・自己搬入ごみ	木製家具、家電製品(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機を除く。)、自転車、布団等の粗大ごみ	944	・木製家具 破碎、搬出、売却 ・自転車 再組み立て、売却 ・布団 破碎、焼却 (ごみ焼却施設)
	剪定枝		剪定枝
	小型家電	-	携帯電話、デジタルカメラ等
	廃食油	-	廃食油

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制を構築するにあたり、三島市のごみ焼却施設の基幹的設備改良を実施し、施設の長寿命化と安定化を図る。

表－ 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間(年度)
1	焼却施設	三島市清掃センター基幹的設備改良事業	180 t /日	三島市	H25-H27
3	粗大ごみ処理施設	三島市清掃センター粗大ごみ処理施設修繕・更新工事	50t/5h (回転式破碎) 5t/5h (せん断式破碎)	三島市	H24-H28
4	最終処分場	焼却灰等外部搬出新処分場建設検討	81,630m ³	三島市	H24-H28

(整備理由)

事業番号 1 施設稼働後 2 3 年を迎え、施設が老朽化しているため、長寿命化計画を策定、交付金を活用し、CO₂の削減に寄与するとともに、15 年程度の延命化を図る。

事業番号 3 既存粗大ごみ処理施設の老朽化

事業番号 4 既存最終処分場の延命化

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表－ 5 のとおり行う。

表－ 5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済み 基数(基) (平成23年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	563	265	1,220	H24~H28

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) 処理施設等の整備に先立ち、表－ 6 のとおり発注仕様書作成業務を行う。

表－ 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	三島市清掃センター基幹的設備改良事業 (事業番号1)に係る発注仕様書作成業務	事業発注支援	H24

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

(3) 処理施設等の整備に先立ち、表－ 7表のとおり長寿命化計画策定支援事業を行う。

表－ 7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	三島市清掃センター基幹的整備改良事業 (事業番号1)に係る長寿命化計画策定 業務委託	長寿命化計画 概算設計	H24

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア キャンペーン活動の推進

○各種キャンペーンを通じた啓発の推進

- ・不法投棄クリーンキャンペーン

環境月間の取り組みの一環として、不法投棄クリーンキャンペーンを実施します。

- ・統一美化キャンペーン

関東地方環境美化の日（ごみゼロの日5月30日）にかかる統一美化キャンペーンに合わせ、関係団体の協力のもとに、ポイ捨てごみ拾いや街頭啓発などを実施します。

- ・不法投棄撲滅キャンペーン
県が実施する不法投棄撲滅キャンペーン活動に参加・協力します。

イ 巡回活動・監視強化

- 不法投棄監視員による監視活動の強化
不法投棄監視員による巡回監視や不法投棄防止用看板の設置などのほか、不法投棄監視員と連携し、監視活動の強化を図ります。
- 協力団体との連携、通報体制の強化
タクシー協会や郵便局、自治会、環境美化推進員など、協力団体との連携を深め、相互の通報・連絡体制の強化に努めます。
- 不法投棄物の適正処理
不法投棄監視活動や市民からの通報を受け、土地所有者（管理者）および、静岡県、警察等関係機関と連携し、適正に処理を行います。

ウ 環境美化・衛生活動の推進

- 環境美化活動の推進
 - ・環境美化推進員活動の支援
自治会連合会役員および自治会から推薦された環境美化推進員で組織される環境美化推進員会に対し、活動費補助金を交付するほか、地域における環境美化推進員の円滑な活動を支援します。
- 環境衛生活動の推進
 - ・環境衛生週間ポスター・標語の募集
環境衛生週間の取り組みの一環として、市内の小・中学校からポスター、標語の募集、展示を通じ、次代を担う若い世代の環境衛生に対する意識の向上を図ります。
 - ・ユスリ蚊・スズメバチ等の駆除対策
清潔で安全、住み良い市民の生活環境を確保するため、ユスリ蚊やスズメバチ等の駆除を支援します。
 - ・自治会や市民団体等が行う清掃活動の支援
自治会や市民団体等が行う清掃活動に伴い発生するごみや草木、汚泥等の受入れなど、活動を支援します。
- 三島の川をきれいにする奉仕活動
美しいまちづくりの一環として推進する、市内河川の清掃活動「三島の川をきれいにする奉仕活動」を市民の協力を得て実施します。
- 環境ボランティア、（仮称）3R活動推進員等との連携・活動支援
環境ボランティアとして活動する市民、事業者をはじめ、（仮称）3R活動推進員との連携を深めるとともに、自ら計画し実践するごみの減量・資源化等の活動を支援します。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市と三島市一般廃棄物協同組合は、災害生活ごみの収集に関する協定を締結し、災害時に一時的に処理が困難となる生活ごみの収集を迅速・適切に行えるよう対策を実施している。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年人口・ごみ排出量・中間処理量・最終処分量の実績及び推移を公表するとともに、必要に応じて、ごみ処理状況を勘案し、処理量等計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、施策の取り組みの結果を取り纏め、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に反映させ、必要に応じ計画を見直すものとする。

三島市循環型社会形成推進地域計画

添付資料

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成24年度）

1 地域の概要

(1) 地域名	静岡県三島市	(2) 地域内人口	111,893人 (平成22年10月時点)	(3) 地域面積	62.13km ²
(4) 構成市町村等	三島市	(5) 地域の要件※	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立（予定）年月日 年 月 日設立、許可予定 設立されていない場合、今後の見通し：特になし				

※ 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目 標
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成29年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	10,943	11,392	10,896	10,214	9,999	8,291 (H22比 -17.1%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)※2	11.5	11.7	10.9	10.1	9.8	8.1 (H22比 -17.3%)
	家庭系 総排出量(トン)	36,800	36,187	34,539	33,836	32,944	27,318 (H22比 -17.1%)
	一人あたり排出量(kg/人)※3	274	272	259	256	251	183 (H22比 -27.1%)
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	47,743	47,579	45,435	44,050	42,943	35,609 (H22比 -17.1%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	4,494 (9.4%)	4,147 (8.7%)	3,647 (8.0%)	3,320 (7.5%)	3,019 (7.0%)	3,907 (11.0%)
	総資源化量(トン)	8,852 (18.5%)	8,251 (17.3%)	8,293 (18.3%)	7,886 (17.9%)	7,478 (17.4%)	9,467 (26.6%)
熱回収量	熱回収量	-	-	-	-	-	-
減量化量	中間処理による減量化量(トン)	37,887 (79.4%)	37,893 (79.6%)	35,725 (78.6%)	34,696 (78.8%)	34,102 (79.4%)	25,200 (70.8%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	3,956 (8.3%)	4,166 (8.8%)	4,286 (9.4%)	4,176 (9.5%)	4,002 (9.3%)	3,203 (9.0%) ※4
事業所数	事業系 登録事業所数	950	974	997	1,009	1,020	1,020
人口	家庭系 10月1日現在人口(人)	112,569	112,655	112,611	112,157	111,893	110,024

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)

※3 (一人当たりの排出量)=[(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)]/(人口)

※4 目標年度の最終処分量は、現状(平成22年度)と比較すると-19.9%の削減となっているが、平成19年度比では、-23.1%の削減となっており、新基本方針に沿ったものとなっている。

《指標の定義》

排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団資源回収、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

総資源化量:集団回収量+直接資源化量+処理後再生利用量を示し、再生利用率は排出量÷総排出量で示した。

集団回収量を含む排出量に対する資源化率は25.0%となる。

熱回収量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]

様式1(続き)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
ごみ焼却施設	三島市	全連続燃焼式焼却炉(流動床炉)	有	180 t / 24 h (90 t / 24 h × 2 基)	平成元年 11月	H28. 3 基幹改良工事完了予定	老朽化のための基幹的設備改良工事				延命化
粗大ごみ処理施設	三島市	破碎選別方式(回転せん断衝撃式横型破碎機)	有	回転式破碎(50 t / 5 h) せん断式破碎(5 t / 5 h)	平成2年 2月	H29. 3 施設補修・更新完了予定	老朽化のための補修・更新工事				延命化
最終処分場(第3埋立地)	三島市	サンドイッチ方式	無	81, 630m ³	平成8年 7月	H34. 3 延命化(見込)	外部搬出等による				延命化
浸出水処理施設	三島市	回転円板法	無	120m ³ /日	平成6年 10月						

4 生活排水処理の現状と目標（数値の更新）

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成29年度
総人口		112,622	112,569	112,655	112,611	112,157	111,893	110,024
公共下水道	汚水衛生処理人口	61,957	64,666	68,960	71,470	74,184	76,690	82,267
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	55.0%	57.4%	61.2%	63.5%	66.1%	68.5%	74.8%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率							
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	17,505	24,428	19,491	9,986	9,668	10,355	11,877
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	15.5%	21.7%	17.3%	8.9%	8.6%	9.3%	10.8%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	33,160	23,475	24,204	31,155	28,305	24,848	15,880

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	三島市	563	3,095	H4.4	265	1,220	H28	

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（事業費については後日更新）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度			
○焼却施設																			
	1	三島市	180	t/日	H25	H27	2,791,250		163,800	1,463,300	1,164,150		2,114,520		117,183	1,175,850	821,487		
○浄化槽に関する事業																			
	2	三島市	265	基	H24	H28	104,400	20,880	20,880	20,880	20,880	20,880	103,480	20,696	20,696	20,696	20,696	20,696	
○施設整備に関する計画支援に関する事業																			
	31	三島市			H24	H24	3,600	3,600					3,600	3,600					
○廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業																			
	32	三島市			H24	H24	6,900	6,900					6,900	6,900					
合 計							2,906,150	31,380	184,680	1,484,180	1,185,030	20,880	2,228,500	31,196	137,879	1,196,546	842,183	20,696	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、併せて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施設の名称	施設の内容	事業主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考		
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度			
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	発生抑制の推進 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> 買い物袋持参運動の推進 消費者団体の育成・消費者教育の充実 みしま生活展での啓発 レジ袋使用量削減協力店の認定 	三島市	H24	H28									
	12	再使用の推進 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> フリーマーケットの開催 不用品活用バンクの利用推進 リサイクル自転車の製作、活用 	三島市	H24	H28									
	13	生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食材の使いきり、食べ残しなしの励行 水切りの徹底 減量化・堆肥化の推進 学校給食施設等の生ごみ処理機の活用 生ごみ減量システムの調査・研究 	三島市	H24	H28									
	14	ごみ処理有料化の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理有料化の導入検討 	三島市	H24	H28									
	15	環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設見学の積極的受入れ 環境教育教材・副読本の配布・活用 広報等による啓発 出前講座等の開催 「(仮称)3R活動推進員」の養成 	三島市	H24	H28									
	16	分別回収・品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ミックス古紙の分別回収 廃プラスチック類の分別品目の拡大 	三島市	H24	H28									
	17	再資源化の推進 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の選別徹底 リサイクル関連法の周知・徹底 木製家具・剪定枝等の再資源化 スーパー等資源物店頭回収の利用促進 携帯電話等、小型家電の再資源化 廃食油の再資源化 	三島市	H24	H28									
	18	集団回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみの回収団体への報奨金交付 自治会等による自己処理の可能性調査 	三島市	H24	H28									
	19	他市町との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時における相互援助 災害時等の廃棄物処理の調査・研究 駿豆地区広域市町ごみ処理問題 	三島市	H24	H28									
	20	生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> 水の適正利用に関する普及啓発 	三島市	H24	H28									
処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別・収集・処理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 適正なごみの排出・分別の徹底 ごみ集積所の適正処理 一般廃棄物処理業によるごみの適正管理 多量排出事業者への指導 ごみ処理サービスの提供 	三島市	H24	H28									
	22	施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理(点検・整備) ダイオキシン類ほか環境測定による法令遵守 	三島市	H24	H28									
	23	施設の延命化	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化・延命化対策 	三島市	H24	H28									
	24	生活排水処理の現状と今後	生活排水の処理施設を逐次整備する。	三島市	H24	H28									
処理施設の整備に関するもの	1	焼却処理施設	基幹改良	三島市	H25	H27								事業番号1	
	2	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽整備	三島市	H24	H28								事業番号2	
	3	粗大ごみ処理施設	設備補修・更新工事	三島市	H24	H28									
	4	最終処分場	外部撤出、新処分場建設検討	三島市	H24	H28									
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	三島市清掃センター基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る発注仕様書作成業務	基幹改良見積 発注仕様書作成 など	三島市	H24	H24								事業番号31	
	32	三島市清掃センター基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る長寿命化計画策定業務委託	長寿命化計画策定	三島市	H24	H24								事業番号32	
その他	41	キャンペーン活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種キャンペーンを通じた啓発の推進 	三島市	H24	H28									
	42	巡回活動・監視強化	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄監視員による監視活動の強化 協力団体との連携、通報体制の強化 	三島市	H24	H28									
	43	環境美化・衛生活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動の推進 環境衛生活動の推進 三島の川をきれいにする奉仕活動 環境ボランティア、(仮称)3R活動 	三島市	H24	H28									
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	三島市と三島市一般廃棄物協同組合との協定締結	三島市	H24	H28									

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表-4、表-6、表-7に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

参考資料様式2

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	三島市
(2) 施設名称	三島市清掃センター（基幹的設備改良事業）
(3) 工期	平成25年度～平成27年度
(4) 施設規模	処理能力180t/日（90t/2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼焼却炉（流動床炉）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %）・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有（発電効率 %）・ <input type="radio"/> 無
(7) 削減されるCO ₂ の量	CO ₂ 排出量は現状に比べて4%程度削減が可能
(8) 地域計画内の役割	15年程度の延命化を図り、ごみ処理の安定稼働に資すると共に、その間焼却施設を含む一般廃棄物処理施設の整備方針を検討し、その方向性に基づき事業を実施する。
(9) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無
(10) 事業計画額	2,791,250千円

参考資料様式5

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	三島市
(2) 整備計画の方針	公共下水道・集落排水施設等の計画がない個別処理区域とする（浄化槽設置整備事業実施要綱の第3（1）ア（キ）に該当する地域）。
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助要綱に基づき、当面公共下水道の整備が見込まれない地域で浄化槽を設置する者に補助金を交付する。
(4) 設置整備事業の整備計画	⑦（平成24年度～平成28年度） 無
(5) 浄化槽整備状況（実使用人口で記入）	平成23年度までの整備計画人口：71.7% （平成23年度人口：3,095人、全体整備計画人口：4,315人） 平成28年度までの整備人口：100% （平成28年度整備計画人口：4,315人）
(6) 具体的な整備計画	総事業費 104,400千円（整備計画人口 1,220人分） 選定額 103,480千円 所要額 103,480千円

○交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 （1,220人分）	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	125基（490人分）	41,500,000	41,500,000	41,500,000
6人～7人槽	110基（540人分）	45,540,000	45,540,000	45,540,000
8人～10人槽	30基（190人分）	16,440,000	16,440,000	16,440,000
11人～20人槽	基（人分）			
21人～30人槽	基（人分）			
31人～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
合計	265基（1,220人分）	103,480,000	103,480,000	103,480,000

参考資料様式6

計 画 支 援 概 要

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	三島市
(2) 事業目的	三島市清掃センターごみ焼却施設整備のため
(3) 事業名称	三島市清掃センター基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る発注仕様書作成業務
(4) 事業期間	平成24年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹的設備改良プラントメーカー選定にあたり、見積・発注仕様書等の作成を行う。
(6) 事業計画額	3,600千円

参考資料様式6

計 画 支 援 概 要

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	三島市
(2) 事業目的	三島市清掃センターごみ焼却施設延命化整備のため
(3) 事業名称	三島市清掃センター基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る長寿命化計画策定業務委託
(4) 事業期間	平成24年度
(5) 事業概要	三島市清掃センターごみ焼却施設の機器設備の詳細調査を行い、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」による計画作成を行う。
(6) 事業計画額	6,900千円

三島市循環型社会形成推進地域計画

資料編

5 資料編

I 市の特性に関する統計資料

- 1 地勢・位置等
- 2 人口及び世帯数

II ごみ処理の実績

- 1 ごみ総排出量の推移
- 2 1人1日当たりの排出量の推移
- 3 生活系ごみと事業系ごみ排出量の推移
- 4 最終処分量の状況
- 5 ごみ処理経費の状況

III ごみ総排出量の将来予測

- 1 将来人口
- 2 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の予測
- 3 将来の目標とすることのごみ総排出量

IV 資源物の回収状況

- 1 資源化量の推移
- 2 ごみ中に含まれる資源物の想定量

V その他

- 1 現有施設
- 2 廃棄物処理施設の現状と予定
- 3 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後
- 4 浄化槽の現状と予定

I 市の特性に関する統計資料

1 地勢・位置等

東海道線を西に、丹那トンネルをぬけると、「富士の白雪朝日に溶けて、溶けて流れて三島へそそぐ」と唄で知られた三島市があります。

東経138度55分、北緯35度06分、静岡県の東部、伊豆半島の玄関口に位置し、東は天下の景勝地箱根連山があり、北はその偉容を誇る富士の高峰を仰ぎ、南は太平洋に突き出した伊豆の温泉郷に連なり、西は沼津市に接しています。

地勢は、東西11.107km、南北13.242kmにして、総面積62.13kmで田方平野の要地を占めています。

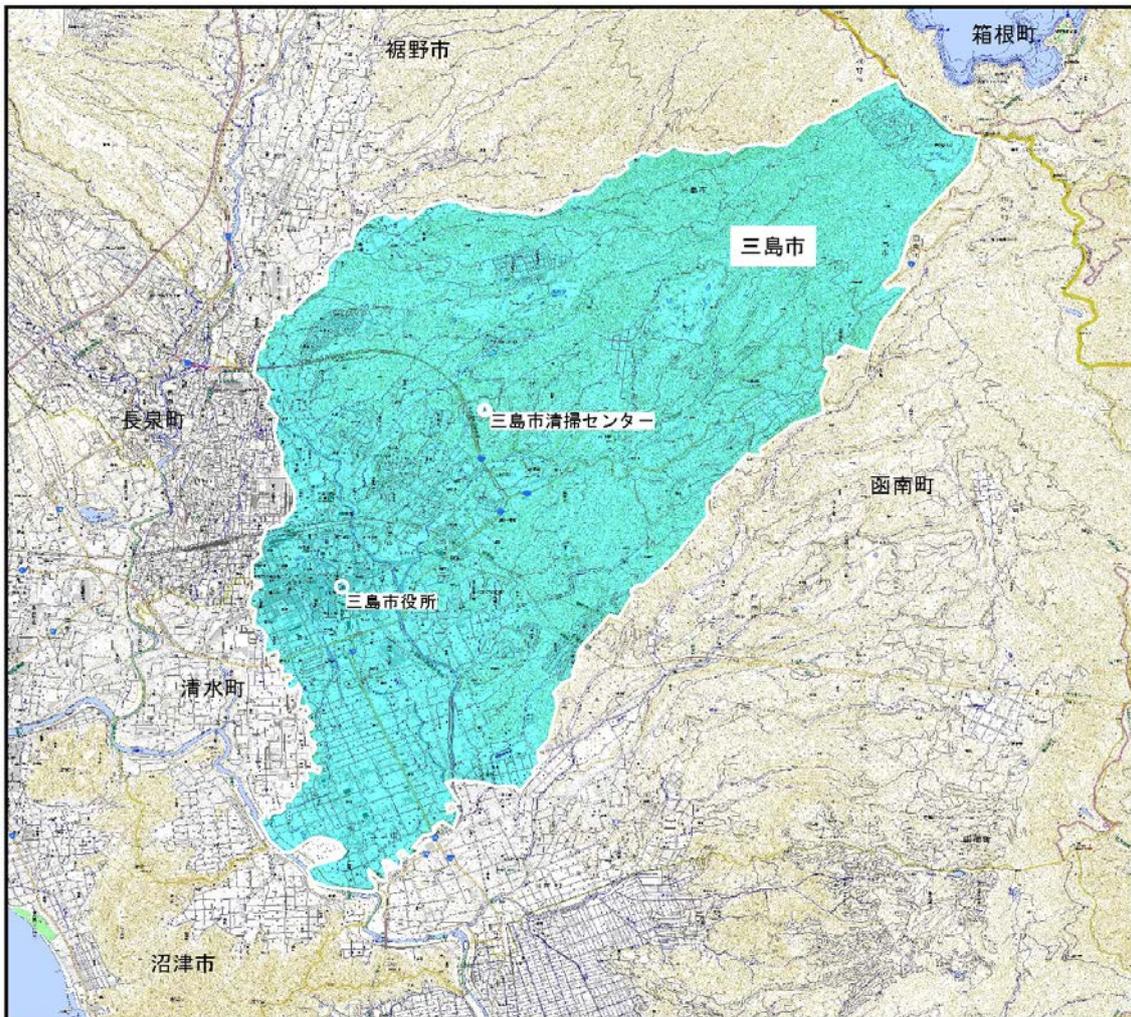


図 I - 1 三島市対象地域図

表 I - 1 位置

方位	地名	緯 経 度 等
極 東	箱根峠	東 経 139度 1分 1秒付近(境界未定のため測定不能)
極 西	千貫樋	東 経 138度54分27秒
極 南	御園	北 緯 35度4分20秒
極 北	海ノ平	北 緯 35度11分11秒
三島市役所		東 経 138度55分 北 緯 35度 6分
東 西	11.107km	
南 北	13.242km	
最高標高	海ノ平	最高標高 海拔 941.5m
最低標高	松本	最低標高 海拔 5.0m
三島市役所		海拔 24.9m

表 I - 2 行政面積

年 月 日	面 積	摘 要
昭和10年 3月31日	22.38km ²	旧三島町
昭和10年 4月 1日	34.77km ²	北上村(12.39km ²)編入
昭和16年 4月29日	53.60km ²	錦田村(18.83km ²)合併 市制施行
昭和29年 3月31日	61.81km ²	中郷村(8.21km ²)編入
平成 4年 9月 1日	62.19km ²	建設省国土地理院公表(平成3年10月1日現在)
平成 5年 9月30日	62.17km ²	建設省国土地理院公表(平成4年10月1日現在)
平成13年10月 1日	62.13km ²	国土交通省国土地理院公表(平成13年10月1日現在)

表 I - 3 (1) 土地利用

区分	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積(ha)	6,213	1,346	4,867
比率(%)	100.0	21.7	78.3

(平成23年都市計画課資料)

表 I - 3 (2) 土地利用(用途別)

区分	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
面積(ha)	412.3	8.3	165.6	167	135	114	41	114	34	62	95	19	1,367.2
比率(%)	30.2	0.6	12.1	12.3	9.9	8.3	3.0	8.3	2.5	4.5	6.9	1.4	100.0

(平成23年都市計画課資料)

2 人口及び世帯数

表 I - 4 人口及び世帯数

年度	人口（人）									世帯		
	住民基本台帳			外国人登録			計			住民基本台帳	外国人登録	合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計			
H13	54,521	56,680	111,201	620	611	1,231	55,141	57,291	112,432	41,640	651	42,291
H14	54,676	56,762	111,438	608	625	1,233	55,284	57,387	112,671	42,149	644	42,793
H15	54,832	56,920	111,752	695	667	1,362	55,527	57,587	113,114	42,694	757	43,451
H16	55,077	56,915	111,992	701	720	1,421	55,778	57,635	113,413	43,226	753	43,979
H17	55,410	57,212	112,622	743	750	1,493	56,153	57,962	114,115	43,927	801	44,728
H18	55,342	57,227	112,569	744	736	1,480	56,086	57,963	114,049	44,338	781	45,119
H19	55,436	57,219	112,655	726	735	1,461	56,162	57,954	114,116	44,865	761	45,626
H20	55,343	57,268	112,611	754	739	1,493	56,097	58,007	114,104	45,474	767	46,241
H21	55,150	57,007	112,157	706	682	1,388	55,856	57,689	113,545	45,750	713	46,463
H22	54,971	56,922	111,893	685	709	1,394	55,656	57,631	113,287	46,114	750	46,864

（市民課資料：各年10月1日現在の住民基本台帳による）

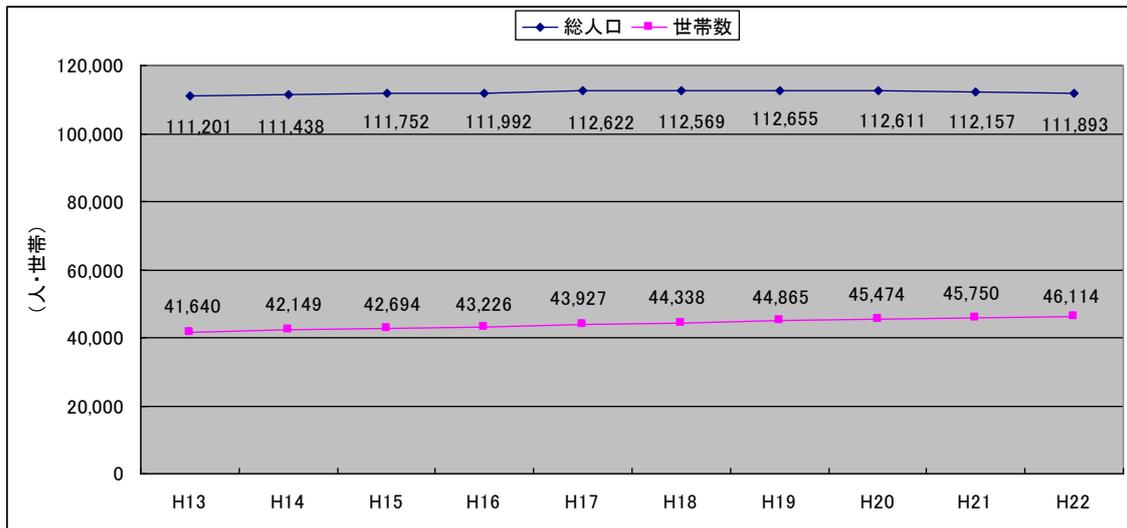


図 I - 2 総人口及び世帯数の推移（住民基本台帳：各年10月1日時点人口）

II ごみ処理の実績

1 ごみ総排出量の推移

表 II - 1 ごみ総排出量の推移

項目/年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
ごみ総排出量	計画収集量	t/年	39,881	40,905	42,997	43,252	44,148	44,736	44,531	42,505	41,336	40,187
	直接搬入量	t/年	2,374	3,011	3,284	2,843	2,984	3,007	3,048	2,930	2,714	2,756
	自家処理量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ総排出量	t/年	42,255	43,916	46,281	46,095	47,132	47,743	47,579	45,436	44,050	42,943
集団回収量	t/年	2,955	2,917	2,925	3,055	2,910	2,952	2,815	2,869	2,698	2,639	
排出量	t/年	45,210	46,833	49,206	49,150	50,042	50,695	50,394	48,304	46,748	45,582	
行政区域内人口	人	112,432	112,671	113,114	113,413	114,115	114,049	114,116	114,104	113,545	113,287	
計画処理区域内人口	人	111,201	111,438	111,752	111,992	112,622	112,569	112,655	112,611	112,157	111,893	
計画収集人口	人	111,201	111,438	111,752	111,992	112,622	112,569	112,655	112,611	112,157	111,893	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1人1日当たり排出量	g/人日	1,114	1,151	1,203	1,202	1,217	1,234	1,222	1,175	1,142	1,116	

注)・「排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「集団回収量」

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」においては、一般廃棄物の排出量を「計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量」と定義されています。

- ・人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳による。
- ・計画処理区域内人口=計画収集人口+自家処理人口
- ・1人1日当たり排出量=(計画収集量+直接搬入量+自家処理量+集団回収量)÷計画処理区域内人口÷365
- ・四捨五入により合計が一致しない場合があります。

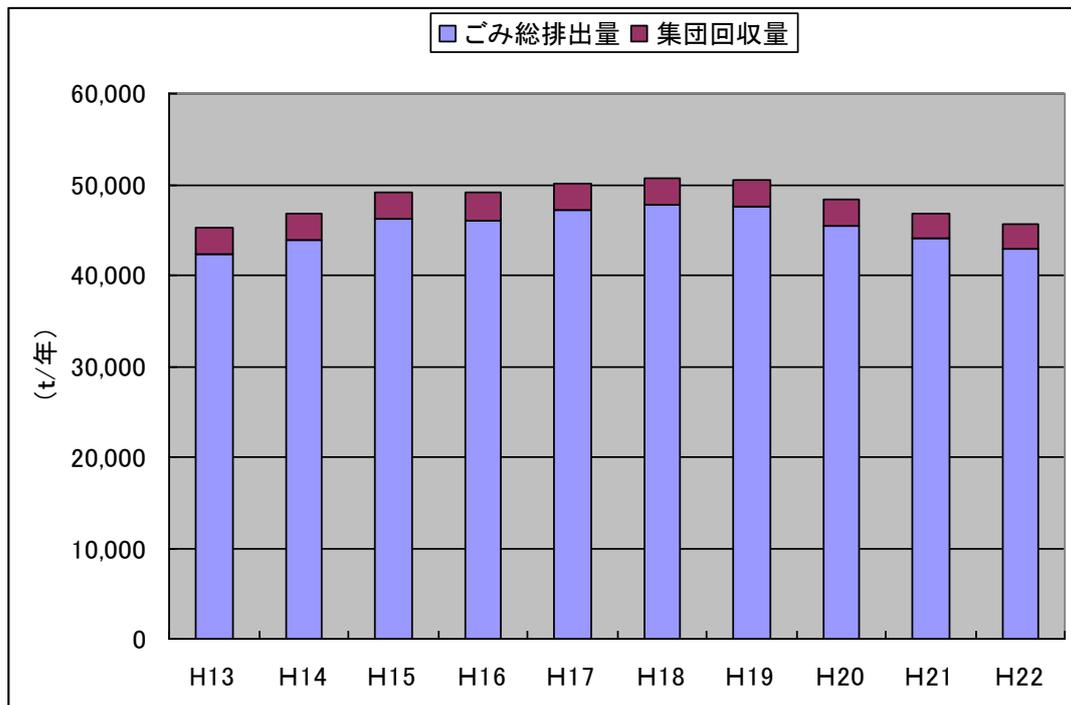


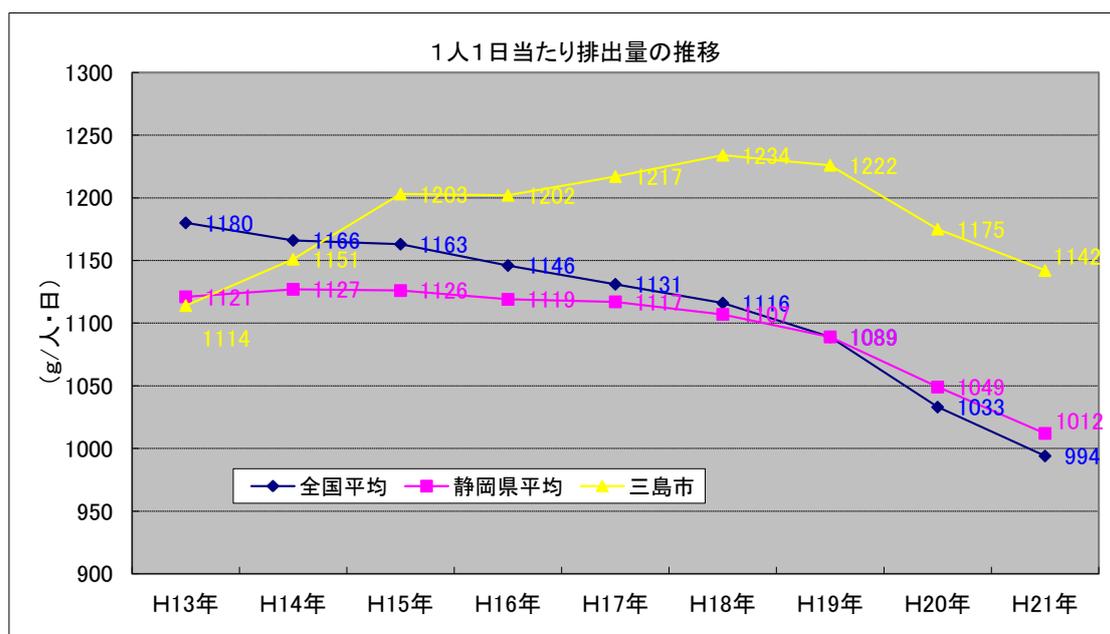
図 II - 1 ごみ総排出量の推移

2 1人1日当たりの排出量の推移

表Ⅱ－2 1人1日当たりの排出量の推移

(単位：g/人・日)

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
全国平均	1,180	1,166	1,163	1,146	1,131	1,116	1,089	1,033	994
静岡県平均	1,121	1,127	1,126	1,119	1,117	1,107	1,089	1,049	1,012
三島市	1,114	1,151	1,203	1,202	1,217	1,234	1,222	1,175	1,142



図Ⅱ－2 1人1日当たりの排出量の推移

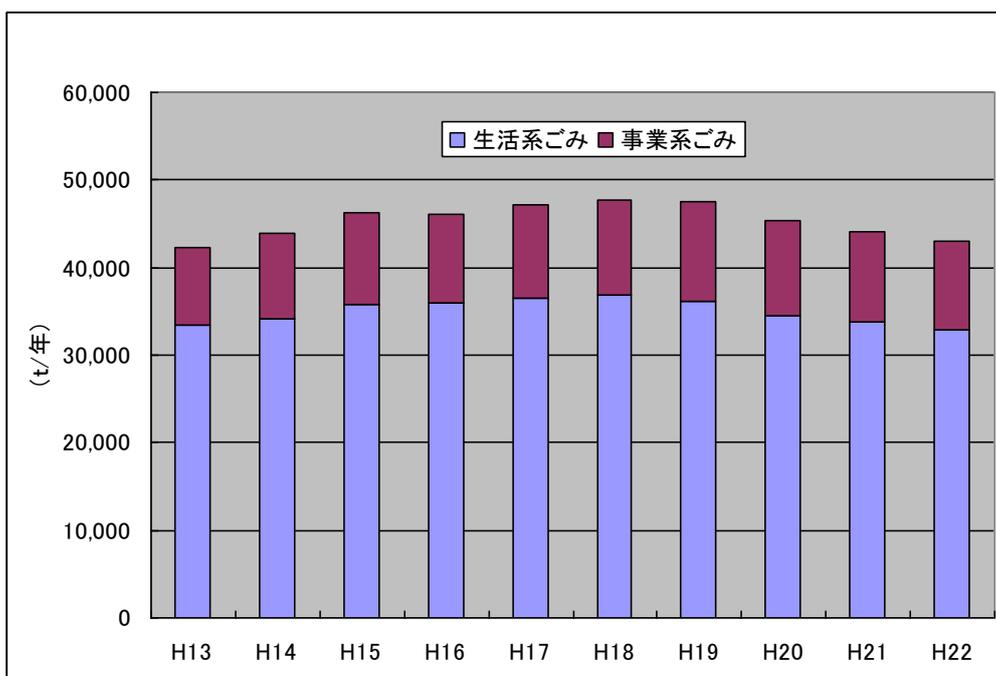
3 生活系ごみと事業系ごみ排出量の推移

表Ⅱ－3 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

(単位：t/年)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
生活系ごみ	33,379	34,149	35,854	35,920	36,510	36,800	36,188	34,539	33,837	32,944
事業系ごみ	8,876	9,767	10,427	10,175	10,622	10,943	11,392	10,897	10,213	9,999
計	42,255	43,916	46,281	46,096	47,131	47,743	47,579	45,436	44,050	42,943

※四捨五入のため合計が合わない場合があります。



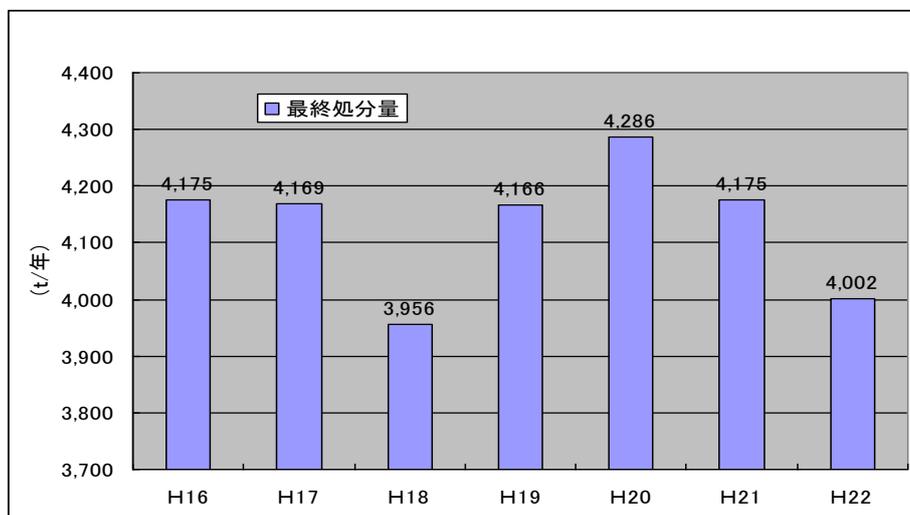
図Ⅱ－ 3 生活系ごみと事業系ごみ排出量の推移

4 最終処分量の状況

表Ⅱ－ 4 最終処分量の推移

(単位： t /年)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
最終処分量	4,175	4,169	3,956	4,166	4,286	4,175	4,002
焼却固化灰	2,912	2,892	2,737	2,917	2,940	2,834	2,743
不燃物残さ	1,263	1,277	1,219	1,249	1,346	1,341	1,259



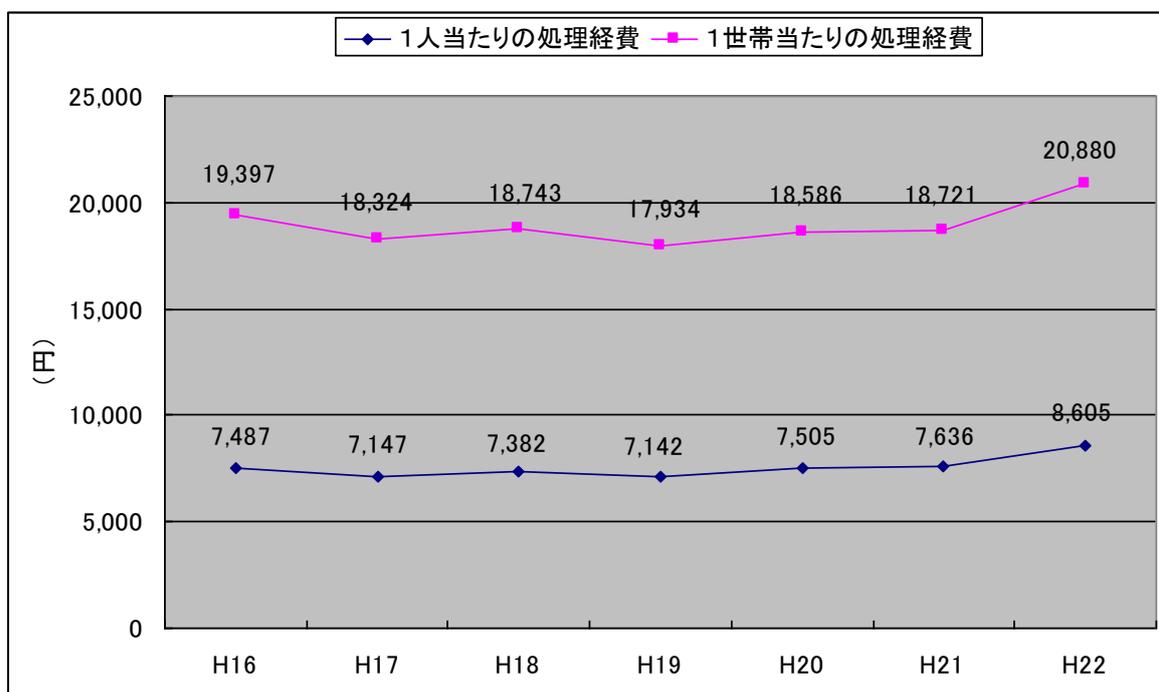
図Ⅱ－ 4 最終処分量の推移

5 ごみ処理経費の状況

表Ⅱ－ 5 ごみ処理に係る経費と収入額

年度(平成)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人口(人)	111,992	112,622	112,569	112,655	112,611	112,157	111,893
世帯数(世帯)	43,226	43,927	44,338	44,865	45,474	45,750	46,114
ごみ処理量(集団回収量は除く)(t/年)	496,095	47,132	47,743	47,579	45,435	44,050	42,943
ごみ処理事業経費(千円)	838,454	804,924	831,030	804,630	845,174	856,474	962,867
1人当たり処理経費(円/人)	7,487	7,147	7,382	7,142	7,505	7,636	8,605
1世帯当たり処理経費(円/世帯)	19,397	18,324	18,743	17,934	18,586	18,721	20,880
ごみ1t当たり処理経費(円/t)	18,190	17,078	17,406	16,911	18,602	19,443	22,422
ごみ処理手数料等の収入額(千円)	97,715	104,365	115,058	132,467	133,969	97,239	113,302

※ 人口及び世帯数は、各年10月1日現在の住民基本台帳による。



図Ⅱ－ 5 ごみ処理に関する経費の推移

Ⅲ ごみ総排出量の将来予測

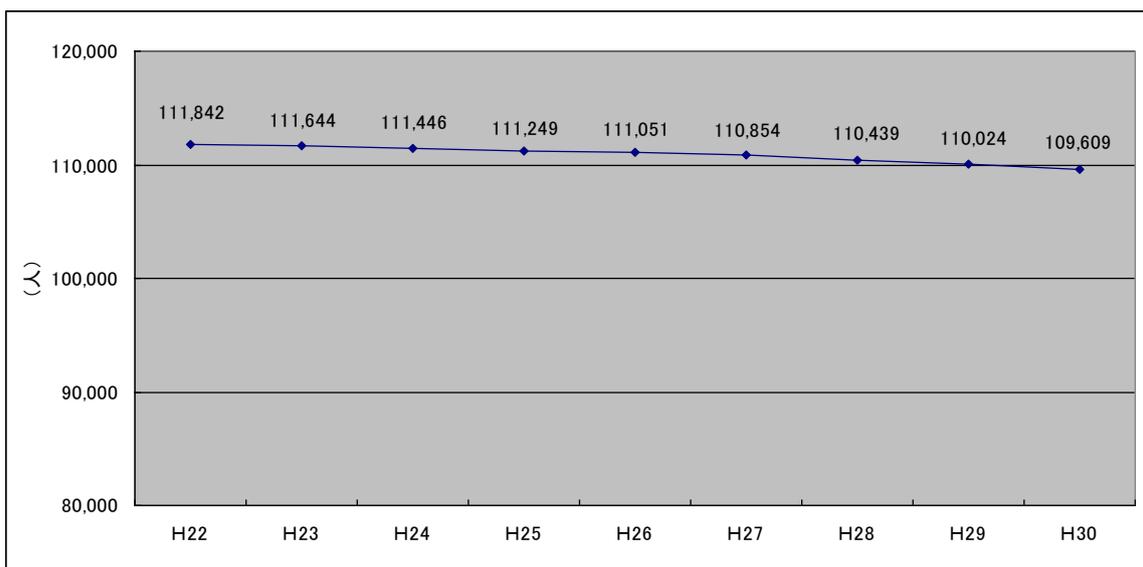
1 将来人口

将来人口は第4次三島市総合計画（2011～2020）における総人口を採用します。

なお、総合計画の総人口は、外国人を含んだ人口であるため、外国人口を除いた人口を計画人口とします。また、総合計画の人口は平成22年から5年ごとの人口となっていることから、その間の年度については直線補完した人口を将来人口とします。

表Ⅲ－ 1 総人口及び計画人口

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成32年
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2020
第4次総合計画 総人口(人)	113,200	113,000	112,800	112,600	112,400	112,200	111,780	111,360	110,940	110,100
計画人口(人) (外国人除く)	111,842	111,644	111,446	111,249	111,051	110,854	110,439	110,024	109,609	—



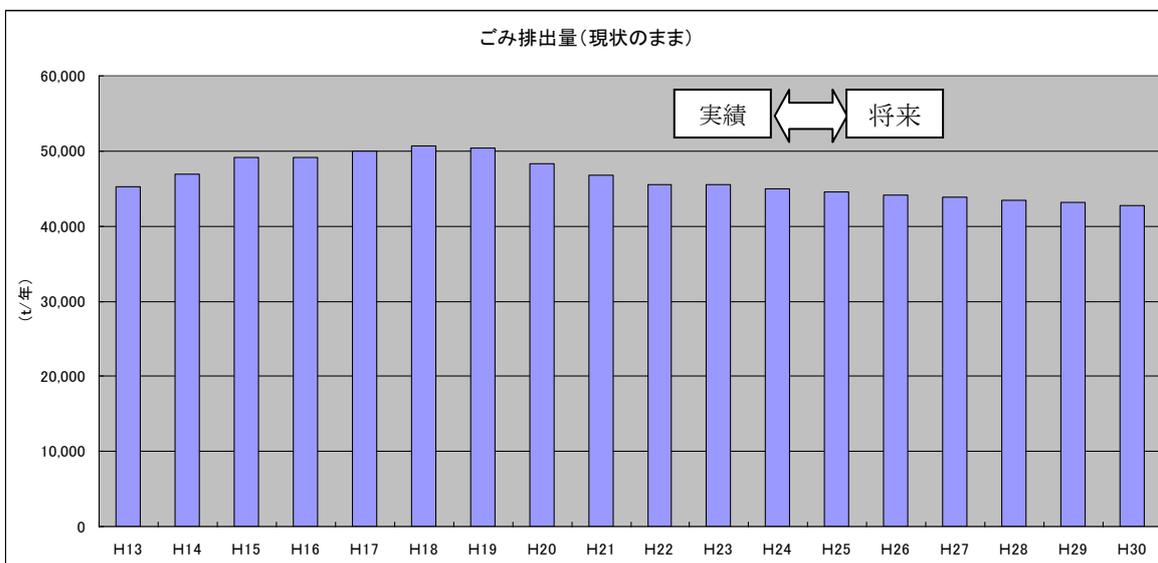
図Ⅲ－ 1 将来の計画人口

2 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の予測

現状のまま推移した場合のごみ総排出量の予測は、生活系ごみについては1人1日当たり排出量に将来人口を乗じて算出し、事業系ごみについては年間排

出量の実績をもとに予測します。

現状のまま推移した場合のごみ総排出量の予測は、図Ⅲ－ 2に示すとおりであり、平成22年度現在において、生活系、事業系及び集団回収量をあわせた年間ごみ総排出量が45,582 tであったものが、平成27年度では43,834 t、平成30年度では42,760 tとなります。



図Ⅲ－ 2 現状のままのごみ総排出量の予測

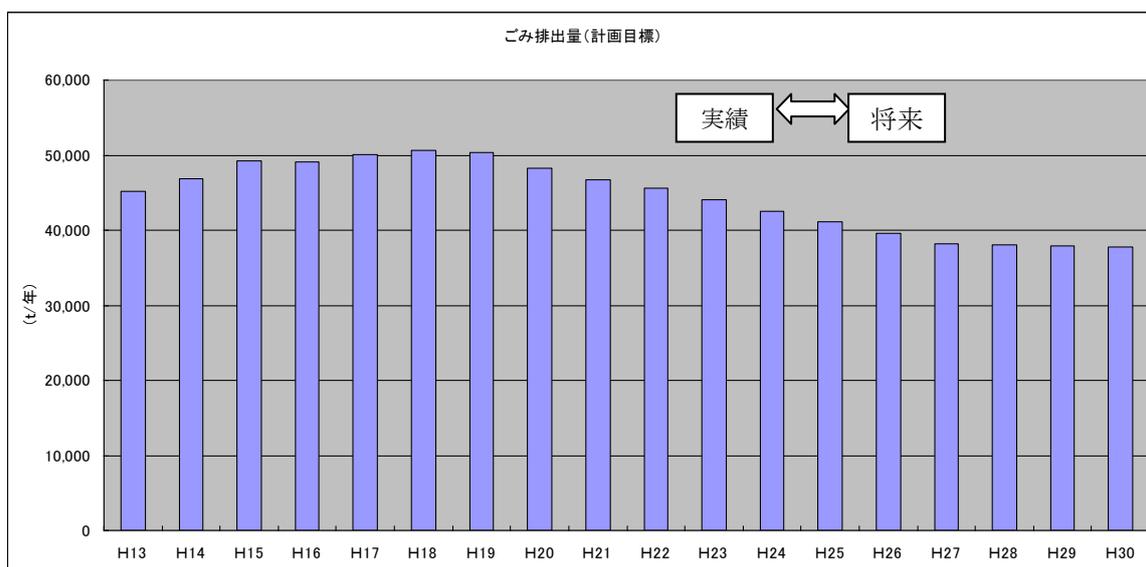
○現状のままのごみ総排出量

ごみ総排出量		実績	予測(現状のまま)								
項目/年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
ごみ総排出量	計画収集量	t/年	40,187	40,165	39,678	39,281	38,933	38,631	38,278	37,969	37,666
	直接搬入量	t/年	2,756	2,739	2,706	2,679	2,655	2,635	2,611	2,590	2,569
	自家処理量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ総排出量	t/年	42,943	42,904	42,384	41,960	41,588	41,266	40,889	40,559	40,235
集団回収量		t/年	2,639	2,651	2,626	2,604	2,585	2,568	2,552	2,538	2,525
排出量		t/年	45,582	45,555	45,010	44,564	44,173	43,834	43,441	43,097	42,760
計画処理区域内人口		人	111,893	111,644	111,446	111,249	111,051	110,854	110,439	110,024	109,609
1人1日当たり排出量		g/人日	1,116	1,115	1,107	1,097	1,090	1,080	1,078	1,073	1,069

※ H22年計画処理区域内人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳による。

3 将来の目標とするごみ総排出量

将来の目標とするごみ総排出量の予測は図Ⅲ－ 3、に示すとおりであり、1人1日当たりの排出量を943gとすることで、生活系、事業系及び集団回収量をあわせた年間ごみ総排出量を、平成27年度で38,155t、平成30年度で37,727tとすることを目指します。



図Ⅲ－ 3 計画目標とするごみ総排出量の予測

○計画目標とするごみ総排出量

ごみ総排出量			実績	予測								
項目/年度			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
ごみ総排出量	計画収集量	t/年	40,187	38,793	37,484	36,181	34,881	33,586	33,461	33,335	33,209	
	直接搬入量	t/年	2,756	2,646	2,557	2,468	2,379	2,291	2,282	2,274	2,265	
	自家処理量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ごみ総排出量	t/年	42,943	41,439	40,041	38,648	37,260	35,877	35,743	35,609	35,474	
集団回収量			t/年	2,639	2,631	2,543	2,454	2,366	2,278	2,270	2,261	2,253
排出量			t/年	45,582	44,070	42,584	41,103	39,626	38,155	38,013	37,870	37,727
計画処理区域内人口			人	111,893	111,644	111,446	111,249	111,051	110,854	110,439	110,024	109,609
1人1日当たり排出量			g/人日	1,116	1,081	1,047	1,012	978	943	943	943	943

※ H22年計画処理区域内人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳による。

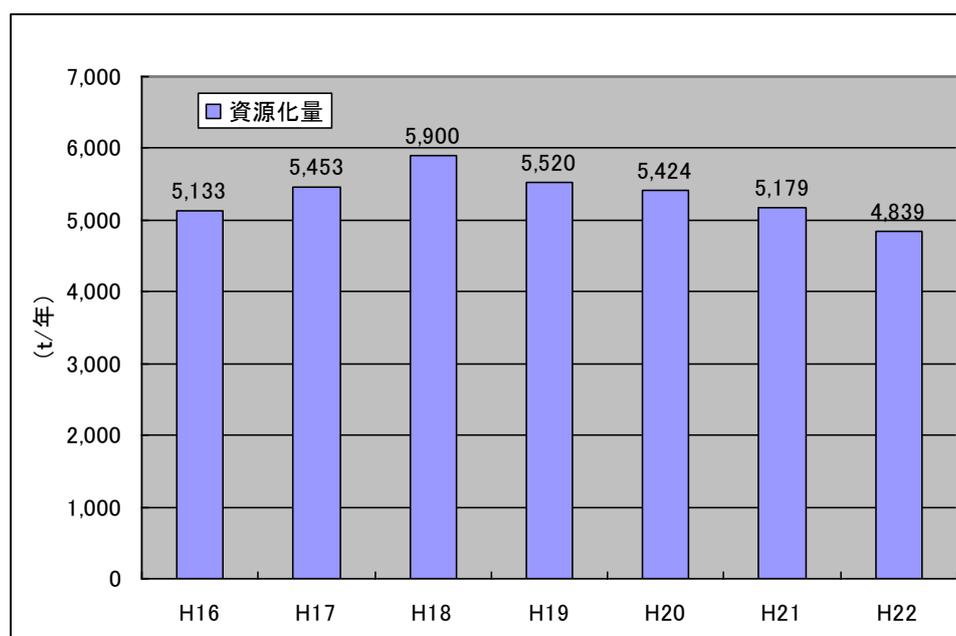
IV 資源物の回収状況

1 資源化量の推移

表IV－ 1 資源化量の推移

(単位：t/年)

年度 (平成)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
ごみ排出量	49,150	50,042	50,695	50,394	48,304	46,748	45,582
資源化量	5,133	5,453	5,900	5,520	5,424	5,179	4,839
紙類	2,858	3,103	3,530	3,249	2,756	2,477	2,194
(内ミックス古紙)			372	544	567	458	355
金属類	1,155	1,190	1,203	1,178	1,286	1,124	1,014
カレット (ガラスびん)	866	909	919	837	847	802	782
ペットボトル	191	190	187	178	177	168	166
トレイ・発泡スチロール	9	12	16	17	17	16	17
木質家具・剪定枝等					297	551	623
乾電池	36	32	28	40	27	28	29
蛍光管	18	17	17	21	17	13	14
集団回収量	3,055	2,910	2,952	2,815	2,869	2,698	2,639
紙類	2,976	2,838	2,879	2,750	2,804	2,635	2,583
その他	79	72	73	65	65	63	56
リサイクル率 (%)	16.7	16.7	17.5	16.5	17.2	16.8	16.4



図IV－ 1 資源化量の推移

2 ごみ中に含まれる資源物の想定量

既存文献などのごみ質分析データをもとに潜在量を求め、平成22年度におけるごみ中に含まれる資源物の想定量を算出した結果は表IV-2に示すとおりです。

また、本計画に掲げた減量化・資源化の目標値を達成した場合の資源物の想定量は表中のとおりです。

表IV-2 ごみ中に含まれる資源物の想定量（平成22年度）

	平成22年度					H27年回収目標(t/年)	H30年回収目標(t/年)	
	A. ごみ中に含まれる資源物の想定量(t/年)(=C-B)	B. H22年回収実績(t/年)	C. 潜在量(t/年)	D. 潜在率(%)	E. 回収率(%)			
ごみ排出量	-	45,582	-	-	-	38,155	37,727	
資源物	紙類	2,533	2,194	7,366	16.16	9,539	9,432	
	紙類(集団回収)		2,639					
	その他紙製容器包装類	1,901	0	1,901	4.17			0.00
	金属類	536	1,014	1,550	3.4			65.43
	カレット(ガラスびん)	873	782	1,655	3.63			47.26
	ペットボトル	303	166	469	1.03			35.36
	トレイ・発泡スチロール	293	17	310	0.68			5.48
	木質家具・剪定枝等	735	623	1,358	2.98			45.86
	乾電池	12	29	41	0.09			70.69
	蛍光管	9	14	23	0.05			61.43
	その他プラスチック製容器包装類	3,870	0	3,870	8.49			0.00
	厨芥類	17,472	0	17,472	38.33			0.00
	計	28,536	7,478	36,014	-			20.76
リサイクル率(%)	-	16.4	-	-	-	25.0	25.0	

*紙類(集団回収)のH22年回収実績値には、その他資源も含む。

*四捨五入の関係により割合及び合計が合わない数値も含まれます。

V その他

1 現有施設

表V-1 ごみ焼却施設

施設名称	三島市清掃センター ごみ焼却施設
所在地	三島市賀茂之洞4703番地の94
着工・竣工・稼動年月	(着工) (竣工) (稼動) 昭和62年6月 平成元年10月 平成元年11月
敷地面積	32,681㎡ (粗大ごみ処理施設と同一敷地)
建物面積	2,300㎡ (延べ面積 3,658㎡)
施工業者	株式会社 荏原製作所
炉形式	全連続燃焼式焼却炉 (流動床炉) (平成9年4月より准連続から全連続へ変更)
処理能力	180 t / 24 h (90 t / 24 h × 2基)

表V-2 粗大ごみ処理施設

施設名称	三島市清掃センター 粗大ごみ処理施設
所在地	三島市賀茂之洞4703番地の94
着工・竣工・稼動年月	(着工) (竣工) (稼動) 昭和63年6月 平成2年1月 平成2年2月
敷地面積	32,681㎡ (内1,700㎡) 焼却場と同一敷地
建物面積	903㎡ (延べ面積 1,185㎡)
施工業者	富士電機総設株式会社
処理方式	破碎選別方式 (回転せん断衝撃式横型破碎機)
規模	回転式破碎 50 t / 5 h せん断式破碎 5 t / 5 h

表V-3 最終処分場

施設名称	三島市一般廃棄物最終処分場（第3埋立地）		
所在地	三島市賀茂之洞4703番地内		
着工・竣工・ 稼動年月	（着工） 平成6年6月	（竣工） 平成8年6月	（稼動） 平成8年7月
埋立容積	81,630 ³		
埋立面積	9,800 ²		
埋立方式	サンドイッチ方式		
施工業者	加和太建設株式会社		

表V-4 浸出水処理施設

施設名称	三島市清掃センター 浸出水処理施設		
所在地	三島市賀茂之洞4703番地の94		
着工・竣工・ 稼動年月	（着工） 平成5年9月	（竣工） 平成6年9月	（稼動） 平成6年10月
敷地面積	1,700 ²		
プラント面積	856 ²		
施工業者	株式会社 新潟鉄工所		
処理方式	回転円板法		
規模	120 ³ /日		

2 廃棄物処理施設の現状と予定

廃棄物処理施設の現状と予定については、表V-5にまとめます。

(1) 廃棄物処理施設の現状

本市の廃棄物処理施設は、三島市清掃センター(三島市賀茂之洞4703番地)において、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードが稼働しており、また同地内に三島市一般廃棄物最終処分場が設置されています。位置図は図V-1のとおりとなります。

(2) 廃棄物処理施設の予定

本市の廃棄物処理施設は、ごみ焼却施設は、平成25～27年度の基幹改良を経て、当面の間同地において稼働を行なう予定としています。

粗大ごみ処理施設は、平成24(予定)年度、平成27年度の定期的な施設設備の更新(修繕)を行いつつ、当面の間同地にて稼働を行なう予定としています。

ストックヤードは、平成26年度よりプラスチック製容器包装類の分別収集開始を計画するため、平成26年度までにストックヤードの増築と、粗大ごみ処理施設の施設整備に合わせ減容化設備の設置について検討、実施する予定としています。

最終処分場は、残余容量が逼迫していることから、現在行なっている焼却灰の一部外部搬出を継続し、本計画期間内に新処分場の建設検討を開始する予定としています。

表V-5 廃棄物処理施設の現状と予定

廃棄物処理施設	現 状	予 定
三島市清掃センター		
ごみ焼却施設	平成元年より稼働中	平成25～27年度：基幹改良 継続稼働予定
粗大ごみ処理施設	平成2年より稼働中	施設整備更新(補修) 継続稼働予定
ストックヤード	平成2年以降随時拡張・稼働中	平成26年度(予定)：ストックヤード増設・減容化設備増設 継続稼働予定
三島市一般廃棄物最終処分場	平成8年より埋立中	焼却灰の一部外部搬出中 計画期間内に新処分場建設について検討を開始する予定

3 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

本市のごみ分別区分は、現在本市が未着手であるプラスチック製容器包装類(ペットボトル・白色トレイを除く)の分別収集について、平成24・25年度調査・検討・導入準備を行い、平成26年度を目処に分別収集区分の拡大を行う予定としています。また、それに伴い廃棄物処理施設の現状と予定でも述べたとおり、必要に応じてストックヤード・減容化設備の設置検討を行なっていきます。

その他、特に資源物についてはミックス古紙の回収量が少なくなっていることから、この分別徹底・強化に取り組んでいきます。

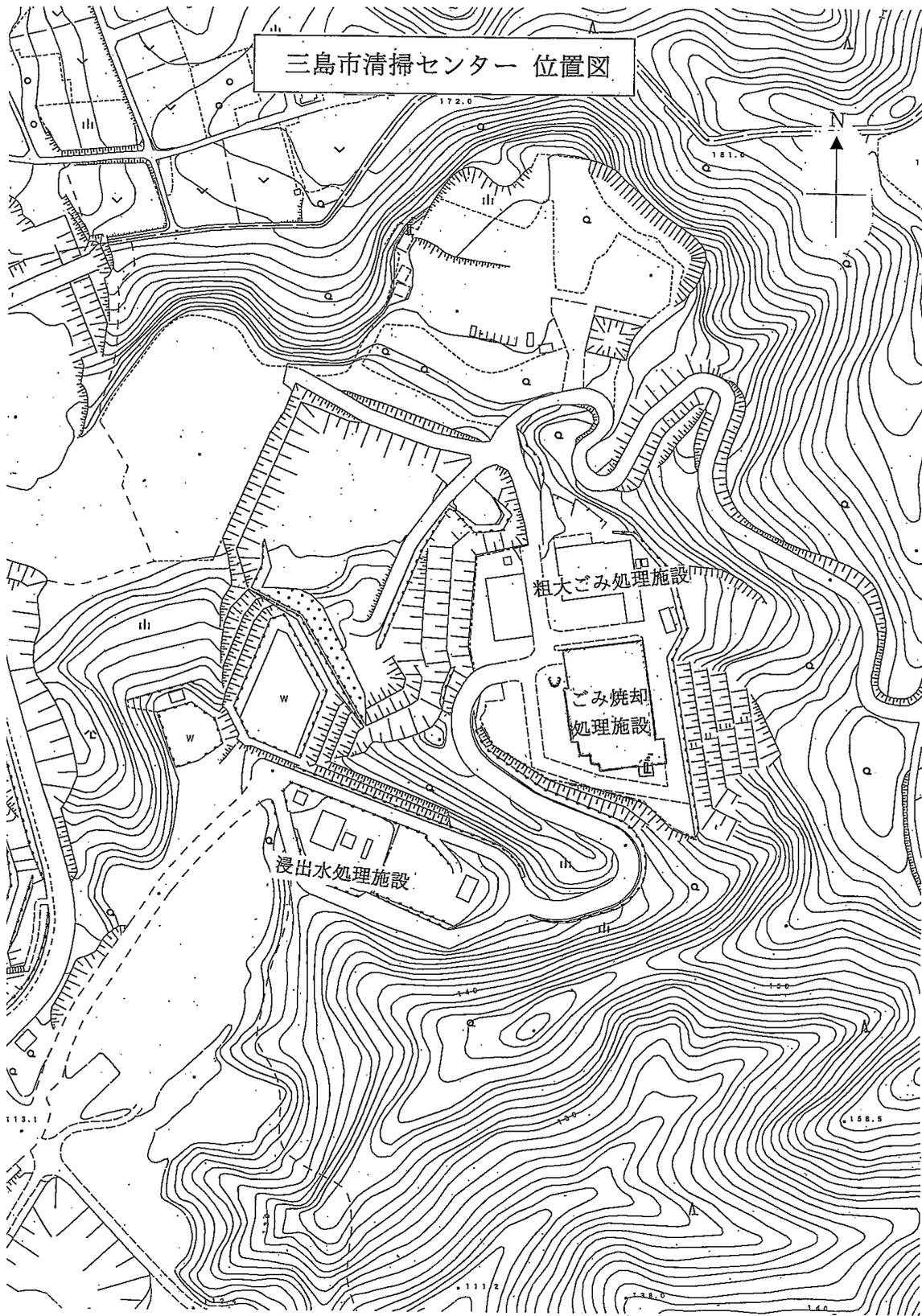
また、生ごみの減量化の推進策として、食材の使いきり、水切りの徹底等の啓発活動を行うと共に、現在実施中であるコンポストやぼかし容器の無償貸与、家庭用生ごみ処理機購入の補助制度について一層の普及啓発を図ります。

4 浄化槽の現状と予定

本市は、生活排水処理対策として、公共下水道、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽により適正処理を行なっています。

平成22年度における汚水衛生処理率は77.8%となっており、この内の9.3%を合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラントにて処理しています。

合併処理浄化槽は、個別処理区域内のし尿汲取、単独処理浄化槽設置者に対して浄化槽設置整備事業により施設整備を促進し、目標年度（平成29年度）において、10.8%の汚水衛生処理を合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラントで行なう予定としています。



図V-1 三島市清掃センター位置図